

福県医発第1092号(地)
平成19年 9月 27日



各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会 長 横 倉 義 武
(公印省略)

日本郵政公社共済組合の新共済組合員証の取扱いについて

郵政民営化に伴い、日本郵政公社共済組合の全国13支部は10月に統合されることとなり、9月上旬より新共済組合員証の交付、旧共済組合員証の回収が実施されております。

新共済組合員証(カード)は、組合員資格を有している組合員へ交付されておりますが、「平成19年10月1日交付」と記載されていることから、医療機関での受診が受けられない事象が発生しております。

つきましては、9月中に新共済組合員証を提示された場合は、下記のとおり対応していただきますようお願い申し上げます。

なお、

- 1) 日本郵政公社共済組合のホームページに医療機関宛文書が掲載されておりますので、ご参考までに別紙のとおりお送りいたします。
- 2) 日本医師会より通知が届き次第、別途ご連絡申し上げます。

記

- (1) 9月以前から継続して受診中の場合
引き続き、従来の記号番号及び保険者番号により診療報酬を請求。
- (2) 新規で受診する場合
保険者番号は31430218により請求する。
※保険者番号と組合員番号が不一致であっても、再審査請求は行われ
ない。



小郡三井医師会より

担当理事 友清 明

(医療機関のみなさま)

平素は当共済組合に対し格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当共済組合は全国13支部を10月に統合いたしますが、新しい組合員証(カード)への切替事務を9月上旬から始めております。

新しい組合員証(カード)は、現在、組合員資格を有している組合員へ交付していますが、「平成19年10月1日交付」と記載してあります。

9月中に新しい組合員証(カード)を提示した場合、次により対応いただきますようお願い申し上げます。

①9月以前から継続して受診中の場合

引き続き、従来の記号番号及び保険者番号により診療報酬を請求してください。

②新規で受診する場合

貴機関の所在地により下記の保険者番号により診療報酬を請求してください。

なお、被保険者の記号番号の、記号はなく、番号は先頭の0を除いた下7ケタの番号ですが、保険者番号と組合員番号が不一致であっても、再審査請求は行わないことを申し添えます。

北海道	31011109	
東北	31040330	(青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島)
関東	31110281	(茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、神奈川、山梨)
東京	31110364	
信越	31200173	(新潟、長野)
北陸	31170186	(富山、石川、福井)
東海	31230386	(岐阜、静岡、愛知、三重)
近畿	31270358	(滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山)
中国	31340342	(鳥取、島根、岡山、広島、山口)
四国	31380140	(徳島、香川、愛媛、高知)
九州	31430218	(福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島)
沖縄	31270499	

当共済組合の都合で誠に申し訳ありませんが、なにとぞご理解いただきますよう、お願い申し上げます。

日本郵政公社共済組合
(TEL 048-600-1061)